

**「地球温暖化対策推進法に基づく環境配慮基準（素案）」に対し意見表明  
～長崎県の再エネ事業に関し自然災害が激甚化や経年劣化等も考慮すべきと意見表明～**

一般社団法人日本損害保険協会九州支部長崎損保会（会長：山内 亮 損害保険ジャパン(株)長崎支店長）では、2022年12月9日付で公表された「地球温暖化対策推進法に基づく環境配慮基準（素案）」の意見募集に対し、12月23日付で意見表明を行いました。

当該基準は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく、再生可能エネルギーの利用による脱炭素化施設の整備と脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であって、地域の環境の保全のための取組と地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を併せて行う事業である「地域脱炭素化促進事業」が、長崎県下の全ての市町村において円滑に推進されるよう、長崎県の自然的社会的条件に応じた促進区域の設定に関する環境配慮基準です。

長崎損保会では、県独自の基準を設けて、再エネ事業について本県への導入を促進することに賛同する一方、県民の安心を守る観点から、次の意見表明をしております。

《主な意見内容》

○該当ページ番号・・・1ページ

該当項目名称…（1）基準設定に当たっての方針

＜意見内容＞

本県の「平坦地が乏しく急峻で、多くの離島・半島を有する特異な地形」等を鑑み、県独自の基準を設けて、再エネ事業について本県への導入を促進することに賛同いたします。

また、本県の自然的社会的条件として、第1の考え方「土砂災害等の発生の蓋然性が高い区域は、（中略）、促進区域から除外します。」を始めとする5つの考え方について賛同いたします。

○該当ページ番号・・・3ページ

該当項目名称…【別表1-1】促進区域に含まることができない区域（再エネ種：太陽光）「土地の安定性への影響」

＜意見内容＞

「急傾斜地崩壊危険区域」において、傾斜地が崩壊すると相当数の居住者などに危害が生ずるおそれがあるところについて促進区域に含めないこととなっておりますが、長崎県建築基準条例に定める崖を含む区域についても、防災上の観点から、少なくとも促進区域に含めることにつき慎重な検討が必要と考えます。

※長崎県建築基準条例第3条：高さ2メートルを超える崖（地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のもの。

○該当ページ番号・・・3ページ

該当項目名称・・・【別表1-1】促進区域に含めることができない区域（再エネ種：太陽光）  
「その他、本県が必要と判断するもの」

＜意見内容＞

都市計画法第9条第1項から第6号および第8号の地域において、再エネ事業（太陽光）を行う可能性は低いと考えられますが、設置された場合には、当該施設からの反射光等によって近隣の住環境に影響を与えることが推測されることから、少なくとも促進区域に含めることにつき慎重な検討が必要と考えます。

○該当ページ番号・・・3ページ

該当項目名称・・・【別表1-1】促進区域に含まることができない区域（再エネ種：太陽光）  
「その他、本県が必要と判断するもの」

<意見内容>

2018年7月の西日本豪雨の影響で、新幹線軌道付近に設置された太陽光パネルが崩れ落ちたため、安全確認のため一時運行を見合わせた事故をうけ、「神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」第8条第10号では鉄道用地、道路用地に隣接する区域については、許可制としております。

設置基準を充足する太陽光パネルであっても、パネルの崩れ落ちや飛散リスクにより、多数の人の生命、身体及び財産を脅かす危険性がある区域（鉄道用地・高速道路用地や空港用地）については、少なくとも促進区域に含めることにつき慎重な検討が必要と考えます。